



春日部市立桜川小学校

学校だより

6月号 平成30年6月1日発行

春日部市大倉496-1 TEL746-6238 児童数684名(5/31現在)

桜川小HP <http://www.sakuragawa.av-center.kasukabe.saitama.jp>

学校教育目標

- 進んで学ぶ子(かしこく)
 - 思いやりのある子(やさしく)
 - 体をきたえよく働く子(たくましく)
- ～地域と共に歩む
笑顔あふれる活力ある学校～

←桜っ子日記、毎日更新中！

子供達の『よさ』を伸ばす……

中島 剛

始業式、入学式、ゴールデンウィーク、家庭訪問、硬筆展、陸上大会の練習。気がつくと1学期も後半に入ってしまった。天気予報では、梅雨入りの話題が出始めています。今後は「動」の学習から、落ち着いてじっくりと考えさせる「静」を中心とした学習活動へと切り替えていきたいと思ひます。

先日、渡辺和子さんの『どんな時でも 人は笑顔になれる』の著書の中で、「**比較には、有益なもの**と**有害なものがある**。～教育の目的は、一人一人が自己の可能性を実現すること。人それぞれ違う存在ということを忘れてはならない～」という言葉がありました。人は能力を比較することで、自分のおかれた状況を知ることができ、競争心も湧いて、自分の能力の限界に挑み、成長することができます。しかしながら、ひたすら表面的な優劣を競い合い、それだけに人の価値をおくならば、児童一人一人の可能性を伸ばすという教育の目的からは離れてしまうということです。



1年生学校探検

子供達の「よさ」についても、「良さ」「善さ」「好き」等の漢字を当てはめて考えると、『良⇔否』(十分さと不十分さ)、『善⇔悪』(善いと悪い)、『好⇔嫌』(好ましいと嫌さ)のように、相対的に負の概念がついてまわりやすくなります。『子供達のよさ』について考えるとき、これらの漢字を使うと、他の児童との相対的なよさ(他者と比べてできる・できない)や個人内での相対比較をしたよさ(個人内で何ができて何ができないのか)だけになり、子供達の全てのよさを見抜くことは難しいと思ひます。



6年音楽集会

子供達のよさは、日頃の姿からの成長を見取ることが重要と考えています。子供達は日々成長しています。その少しの伸びも見逃さないのが、本校の職員であり、保護者や地域の方々だと思ひております。子供達を温かい眼差しで見続け、その姿や発する言葉から見取ることが大切だと思ひます。これからも、桜っ子のよさをたくさん見つけられる桜川小学校にしていきますので、御支援・御協力よろしく願ひします。

毎週日曜日は

『子供をほめる日』

毎週日曜日を『子供をほめる日』とし、保護者の方々が子供達のよいところをたくさん見つけ、誉めましょう。

6月の生活目標

時間や時刻を守ろう

☆5月の学校～桜っ子たちの活動☆



7日(月)交通安全教室

春日部警察署の方、交通指導員さんにご指導いただきました。自転車の乗り方や道路の渡り方、交通マナーなど学びました。



16日(水)防犯教室

埼玉県警察の方に、1～3年生は不審者から身を守る方法、4～6年生はインターネット犯罪の危険性などを、お話しいただきました。



23日(水)特別日課でクラブ活動

二年後実施の新教育課程を見すえ、試験的に6時間授業後のクラブ活動を設定しています(今年度5回)。児童は熱心に活動しています。



17日(木)プール清掃

6年生がプールの内側、5年生が周辺をきれいにしました。



24日(木)音楽集会

6年生が合唱・合奏・縄跳びなど交え4曲を発表しました。



25日(木)プール開き集会

運動委員会がプールの入り方や約束を説明しました。

※学校の様子はホームページ「桜っ子日記」を随時更新して紹介しています。ぜひご覧になってください。



【地域の方へお願い】

子供たちの登下校の安全見守りについて

登下校中の児童が被害にあう事件や事故が発生しています。本校でも集団での通学や職員・保護者・地域の方による通学指導などをおこなっています。

地域の皆様が、児童の登下校時間帯に、お宅の庭木の水やりや周りのお散歩やなどしていただけると、大人の姿があることで児童も安心して通学できます。同時に、日頃から多くの人の目がある地域であることが防犯の効果につながるとも考えられます。平日の午前8時前後、午後3時・4時台が児童の登下校時間なので、児童の見守りにご協力お願いいたします。

「通学路点検の実施」

現在、学校では通学路の安全点検をおこなっています。危険箇所については教育委員会に報告し、改善を要望します。

学校周辺の通学路につきまして、危険箇所がありましたら本校・教頭までご連絡ください。

※例「道路上の標示の線が消えている」「交通標識が破損している」「信号機を設置してほしい」等、ありましたら詳しい情報をお伝えください。

【お知らせ】公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金

交通遺児(交通事故によりお亡くなりになったり重い障害を負われた保護者の方に養育されている児童生徒)に対して援護金および援護一時金を給付している制度です。

- 援護一時金(返還は不要)
(11月支給分)8/31×切
(来年5月支給分)2/28×切
- 援護金(返還は不要)
(平成31年分)1/31×切

※パンフレットがあります。ご希望の方は、本校教頭までご連絡ください。